

2023年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(既 修 者)

以下に続く資料は、2023年3月1日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、この資料とあわせて、各科目のシラバスもご確認ください。

<公式サイト URL>

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<Web シラバス URL>

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

※ID、パスワードの入力なしでログインしてシラバスの検索・閲覧ができます。

2023/3/6 現在

公法演習 I 只野雅人

〔講義の内容〕

人権の分野を中心に、基礎的な判例や論点などについての受講者の基礎知識を確認したうえで、やや発展的な裁判例や事例を素材に、知識を十分に使いこなし、実務の場で通用する憲法論を展開できる能力の涵養を目指します。

各回の授業は、受講者が憲法について一通りの基礎知識を有していることを前提にしています。シラバスには、毎回の講義のテーマを掲載していますが、複数の論点にまたがる事例を採り上げることも少なくありません。素材の差し替え(新しい裁判例など)に伴う内容の変更や、スケジュール(順序)についての多少の変更があり得ます。

〔予習・復習について〕

毎回の講義の1週間前を目処に、予習課題をmanabaに掲示します。予習課題について、十分に考えた上で講義に出席してください。特にテキストは定めずに、毎回、テーマに関わる判決や事例を素材とします。

また講義後には、十分な復習も心がけてください。知識の確認のためには、別途配布されるコア・カリキュラム(「共通到達目標モデル：憲法」)が参考になるでしょう。

〔入学までの準備〕

手元にある憲法の体系書に一通り目を通すとともに、体系書で扱われている判例については、できるだけ憲法判例百選で確認しておいてください。体系書は、それぞれにあったものを使っていたいただければ結構です(できるだけ最新版を準備してください)。基本的な体系書としては、芦部信喜／高橋和之補訂『憲法』(岩波書店)、もう少し発展的な内容の体系書としては、渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅰ・Ⅱ』(日本評論社)、毛利透＝小泉良幸＝浅野博宣＝松本哲治『憲法Ⅰ・Ⅱ〔第3版〕』(有斐閣)、などがあります。また、講義では、憲法判例百選で取り上げていない裁判例にふれることもあります。宍戸常寿＝曾我部真裕編『判例プラクティス憲法〔第3版〕』(信山社)なども、適宜参照してください。

なお、第1回目の課題は、最初の講義の1週間前までに、manabaに掲示します。

+++++

民事法演習 I 石綿 はる美

民事法演習 I (春・夏学期)では、民法の総則・物権と債権各論の分野の諸問題を事例として取り上げ、毎回A4で1枚程度の事例を分析する形で授業を行います。

各回に扱うテーマはシラバスに記載してありますが、それらは中心的に扱うテーマであり、各回でそれ以外の問題についても触れることとなります。皆さんには、学期開始までに、各自の使用している教科書・体系書・判例集等で学習をして、民法の全体像をクリアに描けるように、また、知識に不安がある部分等についての集中的な学習をしておいてください。

事例演習をしてみたいという方には、『Law Practice 民法Ⅰ～Ⅲ』（商事法務）、『民法演習サブノート210問』（弘文堂）をおすすめします。

講義では、教科書や演習書は特に指定しませんが、「民法判例百選Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（有斐閣。なお、2023年3月発売の最新版があります）で取り上げられている判例につき一通りの知識があることを前提として授業を進めますし、また、授業でも、適宜、言及しますので、これらの文献は手元に用意しておき、事前に目を通しておくことを推奨します。なお、テーマごとの復習用の参考文献は各授業時に提示します。

初回の設例は、3月末には事務を通じて配布します。それまでは、各自、民法の体系的な知識の復習をしていてください。民法で扱う領域は広範で、この授業及び後期に開講される民事法演習Ⅲですべてを扱うことはできません。授業では、個別の問題の理解に加えて、学修の肝をお伝えできればと思っていますので、皆さんは、並行して、授業で扱われない部分についての学修を行っていただければと思います。

+++++

民事法演習Ⅱ 山本 和彦

第1回については、テキスト（ロースクール民事訴訟法第5版）のUnit1（重複起訴の禁止と相殺の抗弁）を取り扱うので、その各Questionについて予習をしてきてください。

+++++

刑事法演習Ⅰ 本庄 武・葛野 尋之

（刑法）

後半5回（および期末試験）は、本庄が担当し、実体法に関するテーマを扱います。予定されているのは、1 不作為犯・放火罪、2 未遂犯と実行の着手・詐欺罪、3 原因において自由な行為・同時傷害の特例、4 誤想防衛・誤想過剰防衛・文書偽造罪、5 間接正犯・遺棄罪ですが、開講時までに変更になる可能性があります。それぞれの論点にかかわる事例の検討を通じて、解釈の具体的内容や趣旨などを理解し、事案の解決にとって重要な着眼点や事実評価のポイントを考えます。基本的な考え方を確認するつもりで、自分の使用してきた刑法の教科書を読み直しておいてください。

(刑事訴訟法)

授業各回の「基本的事項の確認」です。

春学期開始までに、予習を済ませてください。

解答のファイルを手許に残してください。授業各回の開始までに、コースツール manaba のアンケート機能を通じて、各回分を提出してもらいます。

第1回 職務質問と留め置き

【基本事項についての設問】

1. 行政警察活動とはなにか。行政警察活動を一般に規制する法律はなにか。
 2. 行政警察活動と司法警察活動（犯罪捜査）とはどのように異なるか。両者の境界はなにか。
 3. 職務質問とはなにか。規定上の根拠はなにか。
 4. 職務質問の実施の要件とその方法はなにか。
 5. 職務質問の方法・態様について、どのような規定上の規制があるか。
 6. 職務質問のための同行が許される要件はなにか。その方法・態様について、どのような規定上の規制があるか。
 7. 所持品検査とはなにか。規定上の根拠はあるか。
- * 「規定上の」とは、法律の条文に基づくという意味。

2 任意の捜査処分 of 適法性と接見交通権の保障

【基本事項についての設問】

1. 刑訴法の規定によれば、任意の捜査処分は、どのようなときに適法とされるか。
2. 捜査処分の適法性について、比例原則とはどのようなことか。また、比例原則のもとで、捜査処分の適法性はどのような基準によって判断されるか。
3. 被疑者の取調べは、どのような手続によって行われるか。被疑者の供述は、どのように録取されるか。参考人の取調べについてはどうか。また、相手方の同意（326条）がないときに、それぞれの供述を録取した書面は、どのような要件のもとで証拠とされるか。
4. 逮捕または勾留されている被疑者は、捜査機関の要求を受けたとき、取調室に出頭し滞在する義務を負うか。
5. 接見交通権とは、どのような権利か。
6. 刑訴法 39 条 1 項は「立会人なくして」と規定しているが、それはどのような理由からか。
7. おとり捜査とはどのような捜査手法か。
8. 刑訴法において、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影は、どのような場合に許されるか。令状なくして許される理由はなにか。

3 逮捕・勾留と取調べ

【基本事項についての設問】

1. 令状により被疑者を逮捕するための実体的要件はなにか。
2. 令状発付はどのような手続によるか。逮捕状にはなにを記載するか。
3. 令状により被疑者を逮捕するさい、どのような手続がとられるか。どのような処分が許されるか。
4. 被疑者を勾留するための実体的要件はなにか。
* 最決平 26・11・17 参照
5. 被疑者を勾留するためには、どのような手続がとられるか。勾留状にはなにを記載するか。
6. 被疑者の逮捕および勾留の目的はなにか。
7. 被疑者の勾留期間はどれだけか。被疑者の勾留期間を延長できるのは、どのような場合か。
8. 勾留に関する救済手段としては、どのようなものがあるか。

4 搜索と押収

【基本事項についての設問】

1. 領置とはどのような処分か。領置は強制処分か、任意処分か。
2. 搜索差押許可状において、「差し押さえるべき物」、「搜索すべき場所、身体若しくは物」として記載しうるのは、それぞれどのような物、場所か。
3. 場所に対する搜索令状に基づいて、その場所にいる人の身体・着衣を搜索することができるか。かりに原則としてできないとすれば、例外的に許される場合はあるか。それはどのような場合か。
4. 場所に対する搜索令状に基づいて、その場所に居住する人が所持している携帯品についてはどうか。偶然その場所に所在している第三者の携帯品についてはどうか。
5. 刑訴法 222 条 1 項が準用する 111 条 1 項による「執行について」の「必要な処分」とは、どのような処分か。具体例として、どのような処分があるか。
6. 刑訴法 222 条 1 項が準用する 111 条 1 項による「押収物について」の「必要な処分」とは、どのような処分か。具体例として、どのような処分があるか。どのような場合に、別個の令状が必要とされるか。
7. 搜索・差押にさいしてなされる、①令状呈示の状況など、令状執行の適法性に関する状況を記録するため写真撮影、②差押物の発見状況など、その証拠能力・証明力に関する差押の状況を記録するための写真撮影、③令状に記載されていない対象の形状・内容を記録するための写真撮影、④令状に記載された差押の対象物を差し押さえることなく、差押に代わる証拠保全の手段としてなされる写真撮影は、それぞれどのような性格の処分か、

また、どのようにして正当化されるか。

8. 差押について、①差押令状が発付されたものの、未だ執行されていない段階、②すでに執行が完了した段階において、それぞれどのような不服申立手段をとりうるか。搜索、検証について不服申立手段が認められていないのは、どのような理由からか。
9. 刑訴法 220 条 1 項 2 号が令状によらない搜索・差押を許容しているのは、どのような理由からか。搜索・差押の目的に着目して検討すること。
10. 刑訴法 220 条 1 項にいう「逮捕する場合」（柱書）とはどのような意味か。また、「逮捕の現場」（2号）とはどのような意味か。
11. 捜査機関が、被疑者を逮捕した際に逮捕の現場で搜索を実施したところ、逮捕の理由たる被疑事実とは関連しない犯罪事実の証拠（別罪証拠）を発見したとき、その別罪証拠を差し押さえることができるか。できないとするならば、捜査機関はその別罪証拠を押収するためにどのような措置をとることができるか。

5 公訴提起と訴因の特定

【基本事項についての設問】

1. 捜査を遂げた後、検察官が行う事件処理にはどのようなものがあるか。
2. 起訴便宜主義とはどのようなものか。
3. 検察官は一罪を構成する事実の一部を取り出して起訴することが許されるか。一部起訴が許されるとして、検察官としては、どのような点を考慮して起訴の判断をすべきか。
4. 起訴状の記載事項はなにか。
5. 訴因とはなにか。刑訴法 256 条 3 項にいう「罪となるべき事実」とはなにか。
6. 訴因はどのような機能を有するか。
7. 訴因の特定が要求されるのはなぜか。訴因の特定についての識別説、防御権説とはなにか。識別説からすると、訴因において、どのような事実の特定が必要とされるか。

6 訴因の変更

【基本事項についての設問】

1. 訴因変更制度とはどのようなものか。
2. 訴因変更はどのような手続によって行うか。
3. 訴因変更はどのような場合に必要となるか。また、その目的はなにか。
4. 訴因変更はどのような範囲で可能か。
5. 訴因変更に時間的限界はあるか。公判前整理手続を経た場合はどうか。
6. 訴因変更命令とはどのようなものか。
7. 縮小認定とはなにか。縮小認定の場合に訴因変更が不要とされるのはなぜか。

7 裁判と択一的認定

【基本事項についての設問】

1. 裁判とはなにか。裁判を、その形式、内容、機能によって、どのように分類することができるか。
2. 裁判には原則として理由を付さなければならないとされるのは（44条1項）、なぜか。
3. 刑訴法333条1項にいう「被告事件について犯罪の証明があった」とは、どのような意味か。「被告事件」、「犯罪の証明があった」について、それぞれ説明しなさい。
4. 法律の規定によれば、有罪判決にはどのような理由を付さなければならないか。
5. 有罪判決の理由として、「罪となるべき事実」は、どのような範囲において記載しなければならないか。法律上の加重減免事由の記載は必要か。
6. 訴因の一部について有罪を認定（一部認定）する場合、認定しなかった部分について、主文において無罪を言い渡す必要があるか。科刑上一罪の一部のみを認定する場合はどうか。予備的訴因・択一的訴因のいずれかの訴因を認定する場合はどうか。また、併合罪の関係にある複数訴因の一部のみを認定する場合はどうか。
7. 概括的認定とはなにか。
8. 択一的認定（狭義）とはなにか。明示的択一的認定、黙示的択一的認定とは、それぞれなにか。
9. 訴因の択一的記載は許されるか。
10. 同一構成要件内において、訴因における「罪となるべき事実」の特定に不可欠な事実、その特定に不可欠ではない事実のそれぞれについて、択一的認定を行うことは許されるか。
11. 同一構成要件内にある異なる過失態様について、択一的認定を行うことは許されるか。ここにおいて、過失態様とは、注意義務の内容および注意義務違反の行為を意味するものとする。注意義務の発生根拠たる事実について、択一的認定を行うことは許されるか。
12. 殺人と傷害致死、既遂と未遂など、包摂関係にある異なる構成要件に該当する事実について、傷害致死、未遂など、包摂される事実を認定（予備的認定、一部認定）することは許されるか。

+++++

会社法 仮屋 広郷

1. 授業について

授業では、テキストとして、神田秀樹『会社法』（弘文堂、第25版、2023年）を利用します（3月下旬発売予定のようなので、以下では第24版の頁を示します）。初回の授業では、上記のテキストの「事業と法形態」（P.1～P.3）、「会社法の法源と構造」（P.11～P.12）、「株式会社法の歴史」（P.32～P.45）、「組織変更」（P.373～P.374）を扱う予定でいます。あらかじめ目を通しておいてください。

また、授業では『会社法判例百選』（有斐閣、第4版、2021年）も利用するので、各自で購入しておいてください。

2. 推薦図書など

開講前の推薦図書として、神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、新版、2015年）をあげておきます。なお、最近の会社法学の傾向が知りたい人は、中村直人先生（本学出身の大先輩の弁護士さんです）が書かれた書評（『書齋の窓』630号〔2013年〕58頁～61頁）や、私が書いた書評（『書齋の窓』629号〔2013年〕74頁～78頁〔<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/25925>〕）を読んでみてください。また、現在進行中のコーポレート・ガバナンス改革の背景（神田24版41頁～45頁・188頁～191頁と関連する話）を知りたい人は、次の動画を見てみてください（一橋大学創立140周年記念講演会の動画ですが、40分で見る事ができる平たい話です）。

動画：<https://www.youtube.com/watch?v=-fleMiugfTE>

ところで、以前の授業において、新株予約権の有利発行との関わりでフェアネス・オピニオンに触れたときに、それが必ずしも公正中立に作成されるわけではない（＝発行会社から報酬をもらっているコンサルティング会社としては発行会社の意向に沿うような内容を記載しがちである）旨を述べたところ、授業終了後に、「そういうことって本当にあるんですか？」という質問を受けたことがありました。私は、学生さんの中には、同じように感じる人が結構いるのではないかと考えています。自分もそうだと思う人は、拙稿「ESG投資によせて」法律時報2018年5月号100頁以下と、その論文評である有吉尚哉「正しく見えることの落とし穴」（Web日本評論：<https://www.web-nippy.jp/8598/>）を読んでみてください。制度は人間が作り出すものなので、理念や建前で設計・運営されるとは限らない面があることを考えるきっかけになると思います。また、瀬木比呂志『絶望の裁判所』（講談社、2014年）なども読んでみるとよいと思います。同書については、豊富な実務経験をお持ちの村岡啓一先生（第2代本学法科大学院長で、5件も無罪を勝ち取った経験をお持ちの方です）が、この本は一面の真実を語っているとコメントされていました（このコメントの掲載については、村岡先生の許諾をいただいています）。

法学セミナー2021年4月号に掲載された小論を添付しておきますので、関心のある人は、読んでみてください。※別添「【会社法】若い読者たちへ」参照

+++++

租税法Ⅰ 藤岡 祐治

金子宏ほか編著『ケースブック租税法（第5版）』（弘文堂、2017）を教材として使用します。履修する方は授業開始までに購入してください。初回の予習範囲はmanabaに掲示しま

すので、必ず確認するようにしてください。

租税法がどのような科目かわからないため、履修に迷っている方は例えば以下のものをご覧ください。

- ・佐藤英明『プレップ租税法（第4版）』（弘文堂、2021）
- ・神山弘行「公法・ビジネスロー・立法政策」南野森編『法学の世界（新版）』207頁（日本評論社、2019）
- ・長戸貴之「租税法：法学の端、他分野への架け橋」法学教室 487号別冊付録 10頁（2021）

+++++

労働法Ⅰ・Ⅱ 相澤 美智子

法科大学院における労働法の授業は、「労働法Ⅰ」と「労働法Ⅱ」に分かれています。まずは全体像を把握するために、教科書として指定した西谷敏『労働法〔第3版〕』（日本評論社、2020年）を通読してみてください。もう少し手軽に全体像を把握したい場合には、和田肇・相澤美智子・緒方桂子・山川和義『労働法〔第3版〕』（日本評論社、2023年）がよいでしょう。「労働法Ⅰ」では、教科書冒頭から第2部第7章までを扱います。授業の各回に必要な予習については、授業実施日1週間前までにmanabaを通じて指示します。

+++++

独占禁止法Ⅰ 柳 武史

1. 予習について

特に予習する必要はありません。経済法・独占禁止法について初学者の方が多くかと思いますが、なるべく分かりやすく説明するつもりですので、授業に参加した上で復習に力を入れた方が効率的かと思います。

余裕があって予習をしたい方は、第一に、法科大学院資料室を通して事前に配布するレジュメを一読してきてください。なお、レジュメは紙媒体を法科大学院資料室で配布するほか、manabaを通して電子ファイルでも配布いたしますので、「独占禁止法Ⅰ」に関心のある方は事前にmanabaに自己登録を済ませてください。「独占禁止法Ⅰ」の授業は金曜日3時限ですが、レジュメは前週の土日あたりにはmanabaにアップロードする予定です。

第二に、さらに余裕がある方は、ウェブシラバスをご覧ください、教科書（ないしご自身の選択されたテキスト）の授業回の項目に対応する箇所を通読してきてください（授業は基本的にウェブシラバスのスケジュール通りに進行します。）。例えば、第1回（4月14日（金））の授業に関しては、教科書の「第1章 総論」（1-51頁）を読んできてください。

2. 復習について

復習としては、manaba にレジュメの (PDF ファイル版に加えて) Word ファイル版も掲載しておきますので、これをダウンロードした上で、教科書 (泉水文雄『独占禁止法』(有斐閣、2022 年)) や判例百選 (金井貴嗣ほか編『経済法判例・審決百選 [第 2 版]』(有斐閣、2017 年)) などを読みながら上記 Word ファイルを編集し、自作のまとめノートを作成していくことをお勧めします。ウェブシラバスに記載した通り、「独占禁止法 I」は春夏学期で司法試験の選択科目である「経済法」の試験範囲を一通りインプットする授業ですので、まずは正確な基本的知識を一通り整理・定着させることに主眼をおくと良いかと思えます。特に司法試験を「経済法」で受験される方は、司法試験の直前期に見直せる自作のまとめノートを今から少しずつ作成していくと良いかと思えます。

3. テキストについて

上記教科書は、反競争効果が発生するメカニズムを丁寧に言語化して説明している点がとても良いのではないかと思います。なお、テキストは相性もあるかと思いますが、上記教科書以外のテキストも手にとってみたい方は、ウェブシラバスに近年に出版された参考図書の一覧を挙げておきましたので、参考にしてみてください (ウェブシラバスに挙げた参考図書はすべて附属図書館に入れてありますし、一部は西キャンパス生協にも置いてあるかと思えます。)。上記教科書以外のテキストを選ぶ際には、①自分自身と相性がよく、②出版年度が新しく、③情報量が比較的多いものを選んだ上で、当該テキストを何度も繰り返し読み込まれると良いかと思えます。注意点としては、独占禁止法は令和元年に課徴金制度を中心とした改正がありましたので、可能であればテキストは改正法を反映したものが良いかと思えます。

4. 授業の位置付けについて

「独占禁止法 I」は、司法試験の選択科目である「経済法」に対応した授業です。この司法試験「経済法」に対応する科目としては、2 年次春夏学期「独占禁止法 I」、2 年次秋冬学期「独占禁止法 II」、3 年次春夏学期「発展ゼミ I (経済法)」が設置されています。また、3 年次 7 月頃の司法試験 (在学中受験をする場合) を終えた後に、ビジネスロー・コースにおける 3 年次秋冬学期「実践ゼミ (独占禁止法)」などが設置されています。「独占禁止法 I」・「独占禁止法 II」・「発展ゼミ I (経済法)」は私が担当し、「実践ゼミ (独占禁止法)」などは大手渉外法律事務所で活躍されているパートナー弁護士が担当されます。

日本の経済法においては独占禁止法が中心に位置付けられているところ、独占禁止法は条文の規定が抽象的であるため、ケーススタディによって解釈論を具体化していく必要性が高いという特性があります。そこで、担当教員としては、「独占禁止法 I」において独占禁止法の基本的知識 (個々の条文の解釈論など) を概観し、「独占禁止法 II」においてリーディングケースと呼ばれる基本判例などを検討し (同時に基本的な問題演習も取扱います。)、 「発展ゼミ I (経

済法)」において近時の先端的な事例などを受講者の起案などをもとに検討する（同時にやや応用的な問題演習も受講者の起案などをもとに取扱います。）という法的推論能力などを段階的に向上できるカリキュラムとしています。したがって、「独占禁止法 I」は一通りの基本的知識をインプットしていただく授業という位置付けになります。

「独占禁止法 I」でも若干の問題演習は行いますし、なるべく判例などにも触れて具体的に説明するようにはいたしますが、最初は理論的な説明が多いため少し我慢が必要かもしれません（「独占禁止法 II」や「発展ゼミ I（経済法）」を受講していく中で、基本的知識が具体的に肉付けされていくことになり、次第に独占禁止法の理解が進み、少しずつ勉強が面白くなっていくかと思えます。）。

+++++

倒産処理法 I 杉山 悦子

I. 授業の概要

倒産処理手続の基本的な仕組みを学ぶ授業です。

教科書として山本和彦『倒産処理法入門（第5版）』（有斐閣、2018年）を用います。

授業は manaba で配布する予習課題とレジュメにそって進めます。

II. 第1回授業の予習指示

以下の各問に対する答えを考えながら、教科書の第1章、第4章の60頁までを読んでください。

1. 倒産法がない世界は幸せであろうか。債権者、債務者の立場、あるいはそれ以外の視点から、倒産法が何のためにあるのか考えてみよう。
2. 懲戒主義と債務者更生主義とはそれぞれどのような原則か。日本の倒産法はどちらの立場を採用しているか。どちらの制度が望ましいと考えるか。
3. 1990年度以降、倒産法制が抜本的に改正されてきたが、それまでにあった倒産五法とはどのような法律であったか。改正の結果、これらの五法はどうなったか。
4. 現行の倒産法は、清算型、再建型、管理型、DIP型といった視点から分類することができる。それぞれの型にははどのようなメリット、デメリットがあるか。現行の各倒産法はどの型に分類されるか。

5. 破産手続を開始するためにはどのような要件が必要か。
6. 破産能力とは何か。法人格なき団体の破産能力はどのような要件で認められるか。破産能力が認められるとして、破産財団所属財産は実体法上誰に帰属し、破産債権は誰に対する権利であるか。

+++++

国際公法 I 南 諭子

特に予習指示はありません。

+++++

知的財産法 I 長塚 真琴

シラバスに掲載したもの以外の予習文献はありません。